

『(仮称)鳥取風力発電事業計画段階環境配慮書』及び『(仮称)鳥取西部風力発電事業計画段階環境配慮書』に対する意見・確認等(第4回審査会后)
※会議における事業者の見解概要付き

平成29年10月31日/環境立県推進課

【総括的事項】

番号	意見の内容	事業者の見解
(住民とのコミュニケーション)		
1	自分の住む近くにこういった大規模な風車群が建つとなったら、非常に不安になる。住民の不安にしっかり寄り添うことが必要。(審査会委員)	住民の方々と密接なコミュニケーションをとり、不安の解消に努める。また、いただいた意見に対して必要な対策を可能な限りとり、住民の不安の解消に努める。
2	事業の規模が大きく、地域に住む人たちの日常を脅かすほどの規模であるとの印象である。(審査会委員)	住民の方々と密接なコミュニケーションをとり、地域の住民にご迷惑をおかけしないように努める。また、いただいた意見に対して必要な対策を可能な限りとり、地域の住民への影響の低減に努める。
3	音や景観などあらゆる環境要素において地元住民の事前の想定と、実際にできた風車とのギャップがないよう、地元と十分なコミュニケーションをとること。特に地元にとってマイナスとなる部分を十分に説明し、地元の納得を得た上で事業計画を進めること。(こんなはずじゃなかった。こんな話は聞いていない。とならないように)(審査会委員)	住民の方々と密接なコミュニケーションをとり、地元の納得を得た上で事業計画を進める。
4	本事業の実施に当たっては、事業及びその環境影響について、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者に対し、説明会を開催する等により十分な理解を得られるよう配慮していただきたい。(伯耆町)	関係者への説明会を開催する等により十分な理解を得られるよう努力する。また、説明会にこだわらず、都度必要なコミュニケーションを取っていく。
5	地域住民との合意形成に関わる方策を考慮すること。(江府町)	
6	本事業の事業実施想定区域周辺には、多数の住居や施設等が存在しているため、騒音および風車の影による生活環境への重大な影響、また山林をはじめとする自然環境への影響、風車設置による眺望・景観上の支障等、さまざまな影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。(日野町)	地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を実施した上で、風力発電設備等の配置等を検討する。
7	対外的には知られていない地元地域の環境にかかる情報を、住民からのヒアリング等をしっかり実施してもれなく把握した上で、それらに対する環境影響を検討すること。(審査会委員)	対外的には知られていない地元地域の環境にかかる情報を、住民からのヒアリング等をしっかり実施して把握した上で、それらに対する環境影響について検討する。

8	<p>第一種事業の目的（P2）に「本事業は、（中略）地域に対する社会貢献を通じた地元の復興に資することを目的とする」とあるが、ここに示される「地域」や「地元」の地域スケールが不明瞭であり、かつ、「地域の復興」が何を意味するかが分からない。具体的な計画について御教示願いたい。</p> <p>（鳥取市）</p>	<p>地域のスケールは基本的には鳥取市を範囲として考えている（東部案件）。「地域に対する社会貢献を通じた地元の復興に資することを目的とする」は、「地域に対する社会貢献を通じ、地域に資することを目的とする」との意味で解釈されたい。</p> <p>今後、より密接な地元とのコミュニケーションを実施し、地域の要望に即した地元貢献策を策定予定である。</p>
9	<p>現時点での本事業に係る地元地域への説明状況を確認したい。</p> <p>また、説明を行った対象者の事業に対する反応を確認したい。</p> <p>（環境立県推進課）</p>	<p>【鳥取】</p> <p>自治体より風況観測塔設置候補地の2地区（鬼入道地区、北村地区）の区長を紹介いただき、この2区長に計画概要および環境影響評価手続きに関して説明したほか、西郷地区（北村地区を含む11集落からなる地区）の公民長を紹介いただき、同様に説明を行った。</p> <p>（うち、鬼入道地区には回覧または全戸へ関連資料の配布を実施。）</p> <p>鬼入道地区長は事業について反対する様子ではなかった。</p> <p>北村地区長、西郷地区公民館長は、北村地区内に既に他事業者が風況観測塔を設置しているため、地区住民の混乱を避ける意味で、地区内への新たな事業者による風況観測塔の設置は臨んでいないとの意見であった。</p> <p>なお、関係地区は他に多数あり、今後他の関係地域を確認予定。</p> <p>【鳥取西部】</p> <p><伯耆町></p> <p>関係する地区を町から選定いただき、約25地区～30地区に対して事業に関する資料を配布し、回覧いただいた。</p> <p>今後は、必要に応じた協議を実施予定である。</p> <p><江府町></p> <p>関係する地区として4地区選定いただき、うち1地区の区長へは町から配慮書の縦覧開始について説明された。他の3地区は、地区の集会時に口頭で配慮書の縦覧が開始されることをお知らせいただいた。</p> <p>搬入路等を町へ解放してもらえるのであれば、山の価値が上がるのではという意見や、事業に関する丁寧な説明を期待する意見があった。反対意見を明言された地区はなかった。</p> <p><日野町></p> <p>関係する地区を2地区選定いただき、区長から区民へ資料を回覧して頂けることになった。本事業計画への賛否に関する明確な意見はなかった。</p> <p><南部町></p>

		<p>自治体より関係する11地区選定いただいた。各区長等に本事業計画と配慮書の縦覧について概要を説明（一部は合同で説明会を実施）した。</p> <p>多くの部落で事業の概要等について回覧もしくは全戸へ資料配付いただいた。</p> <p>南部町が「里地里山500選」に選ばれていることなどから、「設置は容易ではない」といった意見のほか、一部地区で事業に反対するスタンスの区長があった。その他一般的な懸念事項として、「低周波音」や「落雷」を懸念する意見があった。</p>
10	<p>極めて規模の大きい事業であることを踏まえると、地元地域から様々な懸念や不安が示されることが想定される。</p> <p>地元に対する誠実・丁寧な情報公開や説明、あるいは意見聴取など理解醸成が必要と思われるが、今後、どのように地元への説明や理解醸成に取り組まれる方針か確認したい。</p> <p>また、これからの理解醸成の取組の過程において、地元から事業に対して反対する声が上がった場合に、どのような対応を取る方針か確認したい。</p> <p>（環境立県推進課）</p>	<p>丁寧な対話を必要・状況に応じて繰り返していきたい。</p> <p>環境保全や安全確保について必要・状況に応じて対策を可能な限り具体的に示すことを基本とする。</p> <p>地域貢献策を立てる場合は、予め地域の課題を伺う等一体感をもてるプロセスを策定し、理解・合意形成の構築に努めたいと考えている。</p>
(全体的な環境影響に関する懸念)		
11	<p>地域によっては、周囲をグルリと風車に囲まれる地域もあるかもしれない。そのような地域では様々な影響が心配される。（審査会委員）</p>	<p>周囲をグルリと風車に囲まれる地域が生じた場合は、重点的に説明を実施し、理解をいただいた上で計画を固めていく。</p>
12	<p>規模が非常に大きいことから、様々な影響があるだろう。恐らく尾根に沿って広く長い基礎を打つことになると考えると、動植物の分断などの影響も及ぶのではないかと心配している。（審査会委員）</p>	<p>これまでの風車に比べて相対的に改変面積やパワーレベルが大きくなる可能性があり、環境影響評価の中で環境保全措置を適切に検討していく。</p> <p>例示された事項についても、例えば小動物の這いだしが難しいU字溝の採用を極力少なくするなど、実行可能な環境保全措置を講じることでさらに影響の低減がはかれるのではないかと考えている。</p>
13	<p>感想だが、人が入らない（入れない）ところを開発して、風車を作ることについては疑問を感じる。（審査会委員）</p>	<p>住居地域からの離隔を確保し、かつ好風況を確保する必要があるため、本件では尾根付近での開発となり、結果的に人が入れない箇所での開発となる。</p>
14	<p>施設建設時における自然環境の破壊や、建設後には周辺の景観に大きく影響を及ぼすことが考えられ、立地場所については慎重な検討が必要と考える。（南部町）</p>	<p>今後の環境影響評価において、各影響について予測・評価を行い、慎重に立地場所を選定する。</p>
15	<p>本事業は奥日野県立自然公園および中国山地の豊かな自然環境を開発するものであり、且つ工事中及び供用時における騒音や風車の陰による生活環境への重大な影響、景観上の支障等、地域への様々な影響が懸念される。（日野町）</p>	<p>今後の環境影響評価において、各影響について予測・評価を行い、必要な対策を検討する。</p>

16	<p>本事業計画のさらなる検討にあたっては、各種の環境の保全に係る措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定および風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯・内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p> <p>(日野町)</p>	<p>方法書時点では、配慮書手続きにより明らかになった重大な影響に対し、各種の環境の保全に係る措置を検討し、対象事業実施区域の設定および風力発電設備等の配置等を検討する。準備書時点では、現地調査に基づく環境影響の予測・評価を実施し、各種の環境の保全に係る措置を適切に検討することにより、対象事業実施区域の設定および風力発電設備等の配置等を検討する。</p>
17	<p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付け道路等の付帯設備の構造・配置または位置・規模の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項にかかる環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。</p> <p>(日野町)</p>	<p>計画段階配慮事項に掲げた各事項にかかる環境影響の重大性の程度を整理し、可能な限り事業計画に反映する。</p>
18	<p>騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p> <p>(日野町)</p>	<p>今後の現地調査、予測及び評価において配慮する。</p>
19	<p>環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することが無いようにすること。</p> <p>(日野町)</p>	<p>今後の手続きにおいて、ご指摘の点に留意する。</p>
20	<p>予測・調査結果の不確実性を前提にすると、事後調査の実施とその結果を踏まえた対応など、事業実施後の対応についても、あらかじめしっかり考えておくことが必要。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>事後調査の実施とその結果を踏まえた対応など、事業実施後の対応についても、あらかじめ検討する。</p>
21	<p>配慮書の段階で、現計画（規模・基数など）がどの程度実現性があるのか。判断できるような資料を出してほしい。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>現時点で、ご質問の趣旨に合う資料を提示することはできない。</p>
22	<p>事業実施に伴う各環境影響による住民への健康被害や圧迫感などの心理的な不安等についても十分に考慮し、事業の実施により、住民生活を脅かすことがないように、慎重に事業計画を検討すること。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>事業実施に伴う各環境影響による住民への健康被害や圧迫感などの心理的な不安等についても十分に考慮し、事業の実施により、住民生活を脅かすことがないように、慎重に事業計画を検討する。</p>
23	<p>事業実施想定区域近傍で（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業が計画されている。</p> <p>この事業との累積的な影響についても予測・評価が行われる必要があるため、適切に情報収集等を行い、必要に応じてこの事業の事業者と協議・調整を行い、その累積的な影響を極力回避・低減すること。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>他事業者とコンタクトを取り、情報収集に努める。また、他事業者との協議をし、これらの結果を踏まえて累積的な影響を検討し、事業計画に可能な限り反映させる方針。</p>

24	<p>一部環境要素において、重大な影響を回避・低減するための留意事項として、「民家との距離」や「発電機の配置」を掲げているが、36基もの風車を配置する場合、最大限確保できる離隔距離や配置パターンは限られてくると見込まれるが、具体的にはどのように検討を進める方針か確認したい。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>現地調査および予測・評価の実施後に、発電機機種および配置パターンの検討・決定する。</p>
25	<p>一部環境要素においては、重大な影響を回避・低減するための留意事項として「機種の検討」を掲げているが、現時点で想定する4500kW級の機種がないなか、どのような検討を想定されているのか確認したい。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>大型部品の輸送の可否に係る調査、施工の可否等の地盤条件等を踏まえ、可能な限り騒音レベルの小さな機種を採用するなど、環境保全の観点でも検討し、機種を選定する。</p>
<p>(配慮書において、工事の実施に係る影響を検討していないことへの指摘)</p>		
26	<p>これほどの大規模事業で、工事中の影響について、配慮書で全く評価しないのは不相当と思われる。</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>計画熟度が非常に低い段階であり設計等も未完了である。配置によって取付道路の長さなども変わり、発生土量なども変化するため、工事中の影響について予測等することができない。そのため、まずは20年間恒常的に影響を及ぼすおそれがある風車の稼働後の影響に絞り、本当に重大な影響を回避低減できるのかを配慮書の趣旨に従い検討したところ。</p>
27	<p>取付道路等の工事の影響が非常に大きいと思う。「工事中の影響を検討する熟度がない」としているが、今回の事業は工事の影響も非常に大きいと想定され、重大な環境影響が懸念される。配慮書においても、最低限、取り付け道路の工事にかかる影響予測や影響に対する対策の方針などは示されなければ、配慮事項を検討したとはいえないのではないか。(工事の影響を配慮書の対象としないとするのは違和感がある。大きな影響があることが想像できる。)</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>なお、現時点で工事中の環境配慮指針について全く記載していないわけではなく、東部201ページ、西部195ページに例示した措置を検討することをここで確約しているものと御理解いただければと思う。</p>
28	<p>現時点において、一定程度、区域内のどのあたりに設置するのか構想があるのではないか。そうであれば、その想定も公開した上で議論すべきではないか。(どのような取付道路がどの程度想定されるかなども含めて)</p> <p>(審査会委員)</p>	<p>現時点では詳細は未定となっている。今後、環境影響評価手続きと合わせ計画熟度を高める中で、詳細案を検討し、公開、議論していくことと考えている。</p>
29	<p>本事業計画は、本県で他の事業と比較できないほど大規模な風力発電の計画である。また、設置を検討する風車も現時点で国内で設置事例がないような機種を想定している。本事業においては工事の規模、取付道路の規模も相当程度大きくなることは想像に難くない。これらを踏まえると、各環境要素に対する環境影響評価は極めて慎重に行われる必要があるのはいうまでもない。</p> <p>現配慮書における予測・評価は、取付道路の設置や工事の実施に係る影響予測が全く行われていないなど、十分に配慮事項について検討されているとはいえない部分があると考えられる。</p> <p>方法書までに、これらの指摘事項を踏まえ、追加で配慮事項の検討を行い、現計画規模で本当に確実に重大な環境影響を回避低減出来るのか検討される必要があると考える。</p> <p>また、予測評価の結果、重大な環境影響が予測される場合は、大幅な事業規模の削減も視野に検討されるが必要と考えるが、どのような方針とするのか確認したい。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>26～27番に同じく、工事中の影響について現時点で言及することは難しい。</p> <p>なお、基準値等との整合性については、今後の手続において検討していく。また、事業規模は調査・予測・評価の結果を踏まえて検討していく。</p>

【大気質、騒音及び超低周波音】

番号	意見の内容	事業者の見解
30	<p>これほどの大規模な事業では、工事車両の走行に伴う排ガス・騒音・震動による重大影響も考えられる。配慮書において、そういった工事車両の走行についての考え方も示されるべきではないか。（もう少し具体的に工事期間をどの程度に設定していて、1日にどの程度の車両走行を計画するのか。）（審査会委員）</p>	<p>事業計画及び工事の詳細が決まっていないため、現時点で対策案を示すことはできない。現地調査および評価・予測を実施し、重大な影響を与えないように工事を計画する。</p>
31	<p>今までの風車をもとに500mを設定しているようだが、国内に例がない大型の風車を採用するのならば、距離の確保が不十分であることが懸念される。更に距離を取る必要があるのではないか。（審査会委員）</p>	<p>現地調査および予測・評価の実施後に、発電機機種および配置パターンを検討・決定する。検討の中で、必要な隔離距離についても検討する。</p>
32	<p>4500kw級の風車の実績がないとなると、メーカー公称データ等で予測評価が行われることになる。山間や谷間の計画で、ただでさえ予測のシミュレーションに不確実性が伴うと見込まれる中、一層予測の不確実性を増すことになるのではないか。（審査会委員）</p>	<p>準備書での予測に当たっては、メーカーよりIEC規格に沿って設定された音源データを入手することで客観性を担保したい。 ※会議後訂正：審査会において「ISO規格」とした発言は誤りであった。正しくはIEC（IEC61400-11）。</p>
33	<p>現況、単機辺りの出力で国内に事例の無い大きさの風車を立てる考えとのことだが、十分な騒音予測が出来ないのではないか。さらに地形は立体的な3Dの世界。平面的な複数の風車騒音シミュレーションより数段予測が難しく、不確実性が大きいのではないか。（審査会委員）</p>	<p>予測計算は数値標高データを用いた三次元の計算を行う。ただし、周辺の木々等を全てモデル化することは困難なため、計算過程の中で一部考慮できない要素もあると考えている。</p>
34	<p>谷を挟みつつ、並列に3列並ぶような配置も想定される。風車からの直接の音と、対面の山壁に反射したもの、それらが干渉し合うなどがあると思う。影響があるとなった場合に、どのような対応方針とするのか、考え方を確認したい。（審査会委員）</p>	<p>予測結果を踏まえ、影響が大きいと判断された場合には配置の変更も検討する必要があると考えている。</p>
35	<p>騒音及び低周波音の予測範囲を想定区域から2.0kmとしているが、売電目的とした風力発電施設で定格出力及び設置基数とも国内において例のない規模（2017年3月末現在）であり、また事業計画の熟度が低い状況であることから、計画の不確実性及び知見の不足等が考えられ、現時点では影響の回避が可能と判断出来るか不明である。現時点で、「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高い」というのであれば、より詳細な根拠を示すこと。（水・大気環境課／参照：東部4.3-9（213）、西部P4.3-9（207））</p>	<p>詳細は予測結果を踏まえて検討することになる。配慮書に記載した「配置の検討」については、影響が大きいと判断された場合には再検討等の措置を講じるという意図・宣言を含んでいる。</p>
36	<p>騒音の調査・予測・評価について、環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って実施すること。また、指針値について環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に沿って設定すること。（鳥取市）</p>	<p>指針値については、アノイアンスの可能性の目安として示されている。ご指摘のマニュアルや指針等、最新の知見を参考に調査、予測及び評価を実施する。 一部「風車騒音に悪影響があるのではないか」という懸念に基づき、影響を訴える事例もある」といったこともあり、地域住民に対して計画の理解を求めていくことは当然重要と考えている。また、環境基準や県の夜間騒音の基準なども総合的に踏まえ判断する。</p>

37	<p>事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在するため、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）および最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>（日野町）</p>	<p>ご指摘の通り、最新の知見を参考にした環境影響評価を行います。住居からの離隔の確保等、環境保全に配慮していく。</p>
38	<p>風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されており、風車騒音の騒音レベルにかかわらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。</p> <p>（鳥取市）</p>	<p>周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮する。</p>
39	<p><u>（西部案件）</u>とっとり花回廊は、観光施設であり、騒音が大きいと観光客から苦情の対象となる。風力発電設置による騒音の影響をどのように評価しているか。</p> <p>（生産振興課）</p>	<p>今後の配置検討に当たっては可能な限り離隔距離の確保を検討する。大きな観光施設であることから、迷惑をかけてはいけなくと考えている。</p>

【水環境】

番号	意見の内容	事業者の見解
40	<p>事業実施想定区域は、現時点で想定される範囲として広めに設定されているところであるが、事業実施想定区域内には、簡易水道の水道水源等の地下水を利用する施設が存在している。風力発電事業の設備や搬入路の建設等に伴って、水文環境や地下水流動系が変わり、水道水源、温泉源やその他の民生用井戸、及び河川や湧水の水質や水量に影響を与えるおそれがある。風力発電事業に伴う事業実施想定区域及びその周辺の水文環境や地下水流動系への影響について適切な方法で実態を調査し、影響予測し、環境影響の有無について評価すること。</p> <p>（水・大気環境課）</p>	<p>今後、調査・予測・評価を実施し、環境への影響を可能な限り回避する計画とする。</p> <p>※（後日事業者により補足・追記）</p> <p>質問番号46番と同様、通常のアセスの流れ（方法書で項目を選定し、調査計画を基に準備書で評価）の中での対応ではなく、管理者との協議、ボーリング調査の結果を踏まえて影響について言及する方針である。</p>
41	<p>周辺に水道水源が多数存在しており、湧水利用しているものも複数あることから、立地の検討に当たっては、河川や谷筋等からの距離を確保すること。</p> <p>周辺の水道水源等への影響を回避又は低減できるよう工事中の土砂や濁水の流出防止措置に万全を期すこと。</p> <p>（東部生活環境事務所）</p>	<p>今後環境影響評価手続きの中で必要な調査内容を検討し、現地調査および予測・評価に基づき、必要な対策について十分に検討する。</p>

42	<p>事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変および風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。（日野町）</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変および風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を十分に検討し、必要な対策をする。</p> <p>また、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議する。</p>
43	<p><u>(東部案件)</u> 道から作る必要があることから、湖山池や周辺の川に濁水の影響が出るだろう。予定地の周辺も含め、調査・予測・評価するように。（審査会委員）</p>	<p>周辺の河川等についても広く調査・予測・評価が必要と考えており、そのように対応する。</p>
44	<p><u>(東部案件)</u> 東部地域には近傍に吉岡温泉があるが、温泉への影響は調査されるのか。（審査会委員）</p>	<p>実際に源泉の掘削深さまで杭基礎を打つことは難しいと考えている。</p> <p>また、本項目については環境影響評価で取り扱うものではないと考えているが、温泉事業者等と十分な協議を実施して、必要な対策・配慮を行う。</p>
45	<p><u>(西部案件)</u> 設置箇所の南東側に、根雨水源地と日野川上流及び、日野川につながる複数の川など貴重な水源がある。前回審査会においても、地下水を含む水への影響が指摘されていたが、開発による影響がやはり懸念されるところ。</p> <p>江府町は水を大切にしている町であることなどを踏まえ、小さな川（支流）の水量・水質などが変わらないような十分な配慮が求められる。（審査会委員）</p>	<p>流域の改変面積を極力低減するよう配慮いたします。</p> <p>また、水の濁りについても沈砂池の設置等の保全措置を今後のアセス手続で示していく。</p>
46	<p><u>(西部案件)</u> とっとり花回廊では、花の育成、管理のため大量の地下水を活用している。風力発電設置による地下水への影響をどのように評価しているか。地下水の水質へ悪影響があると、花の育成、管理に支障が出る。</p> <p>（生産振興課）</p>	<p>まずは、どの程度の深さで取水しているかを管理者等に確認する。</p> <p>本事業は尾根沿いの開発を見込むため、地下水の大きな流れがある深さまで杭基礎を打つことは難しいと考えているが、地下水については地域にとって重要な問題であることから、環境影響評価の項目にするということではないにせよ、今後のボーリング調査において地下水の状況を把握し、どこかの段階で言及し、根拠を示す必要があると考えている。</p> <p>なお、方法書段階ではボーリング調査に必要な関係許認可が得られるかは難しいところ。</p>
47	<p><u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域周辺には、野上川、須鎌川、藤屋川などが存在し、農業用水としても取水されているほか、福岡水源等の水道水源も存在している。</p> <p>事業実施に伴う濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源等に影響を及ぼすことがないよう、適切な環境影響評価を実施していただきたい。</p> <p>（伯耆町）</p>	<p>流域の開発面積を低減する、沈砂池を設置するなど濁水対策を講じることで、影響を低減するよう対応する。</p> <p>地下水の影響についても、水脈が複雑で、ピンポイントのボーリングで把握できるものではないため、各風車の基礎ごとに、打設する場所に地下水があるのかを確認する。地下水は環境への影響の他、事業においても地盤の安定性等影響があるので確認していきたい。</p>

【重要な地形・地質、風車の影】

番号	意見の内容	事業者の見解
48	<p>(資料1-3 番号14に関連して)</p> <p>(1) 土砂崩壊や地すべりにより発電施設(風車)が倒れるといった施設の安全性ではなく、ヤード建設(=広範な小流域内の土地被覆の変化(森林からコンクリートへ))が小流域の降雨流出プロセスに影響し、施設より下流のどこかで土砂崩壊や地すべりなどのリスクは高まることはないのかということが質問の趣旨である。</p> <p>ヤードの一边はブレードより長いので、ヤードの一边が70m程度とすると、1つのヤード面積は約5,000m²となる。ヤードが重なることはなく、密集することを考慮すると36基で約18haのまとまった土地がコンクリートになる。流域とは言わないまでも、小流域の降雨流出への影響の有無を検討していただきたい。</p> <p>(2) 資料にはヤード造成に関する詳細な記述や図による表示が見られない。図2.2-9(東部、西部ともP21)からは一边がブレードより長いコンクリート製のヤードを造成するとは分からないので、造成することが明確であるヤードに関しても加筆していただきたい。</p> <p>(3) 鳥取県の山間部には、河川から導水せずに集水域からの流出のみで貯水し、下流の水田地区に灌漑するため池が多数ある。このようなため池の集水域内に施設を建設する場合は、ため池の貯水・利水に影響がでないような配慮をしていただきたい。</p> <p>(4) 上述のことから、ヤード建設においては透水性の高いコンクリート材を用いる、小流域界を考慮して分散して発電機を建設する、あるいは発電機の基数を減らすなどの流域の水文環境への影響を最小限にとどめる配慮を必要に応じてしていただきたい。(審査会委員)</p>	<p>(1) ヤードは正方形である必要はなく、今回の場合、一般的な工法では1つのヤードの面積は3000m²程度を想定している。また、ヤードは必ずしもコンクリートとする必要はない。</p> <p>事業計画の安全性の検討において、降雨流出の影響についても検討を実施し、問題が発生しないような必要な対策について検討する。</p> <p>(2) 必ずしもコンクリート製とする必要はない。風車機種および立地を勘案し、ヤードの設計・検討を実施する。</p> <p>(3) ため池の集水域内に施設を建設する場合は、ため池の貯水・利水に影響がでないような配慮をする。</p> <p>(4) 今後事業の熟度が高めていく中で、必要な対策について検討する。</p>
49	<p>(番号48及び資料1-3 番号14に関連して)</p> <p>前回審査会において、コンクリートの基礎設置に伴う土砂崩壊や地滑りのリスクに対する意見に対し、環境影響評価の中では災害については取り扱わない旨回答されている。</p> <p>しかし、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」(環境省環境影響評価課 監修)によれば、「開発行為による土地の安定性の変化(液状化、地盤陥没と言った地盤変状や地すべり、斜面崩壊の危険度増加等)についても環境影響評価の項目の対象として考慮する事が望ましい。」と示されている。</p> <p>斜面の多い地形において大規模な開発行為を伴う本事業計画においては、「土地の安定性の変化」について環境影響評価の対象とされるべきと考える。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>当該案件は、林地開発許可が必要であることが予測されます。その際、鳥取県の林地開発条例 条例の規定により安全性の審査が行われ、最低でも当該条例に定められる基準を満たす必要があります。</p> <p>また、許認可とは別に、専門家のヒアリングを受け、科学的根拠のある方法で「土地の安定性の変化」を検討する。</p>

50	<p>(東部案件) 河川争奪地形として、岩坪集落付近がある。また、上段、下段集落付近の河岸段丘、および報徳集落付近の河岸段丘があり、この地域のジオパークの見所となっている。</p> <p>風力発電の設置対象外となっている地域であるが、設置に伴う道路建設などの際に、これらの見所が破壊されないように注意が必要である。(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館/参照：(東部) P64 第3.1-28表)</p>	<p>関係個所と十分な協議を実施し、必要な対策について検討する。</p>
51	<p>(東部案件) 環境要素の「重要な地形及び地質」が、計画段階配慮事項として選定されていないが、事業予定エリアは、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内にあるので、選定は必須である。</p> <p>これまで、ジオパークエリア内では、官民協働で貴重な地域資源の保護保全に努めてきており、公共工事などで見つかった貴重な地質や植物の保全や公開が進んでいる。本事業においても工事中の学術調査や、貴重な地質などが見つかった場合などには、保全や公開に協力していただきたい。</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館/参照：(東部) P200表4.1-2)</p>	<p>ジオパークの対象エリアが事業に直接関係する場合、工事中の学術調査や、貴重な地質などが見つかった場合などには、保全や公開に協力する。</p>
52	<p>(東部案件) 事業実施想定区域の地質は約1億年前の安山岩や、約4000万年前の深成岩等で成り立っており、それらの特徴的な地質の路頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携を取ることが必要である。</p> <p>(鳥取市)</p>	<p>特徴的な地質の路頭が発見された場合は、速やかに担当課等に連絡し地質調査・保全に向けた連携を取る。</p>
53	<p>(西部案件) 県自然環境保全地域の一部が事業実施想定区域に含まれているが、自然環境を改変しないよう計画していただきたい。金華山自然環境保全地域は、学術上、また景観上優れた地形を形成しているため、自然環境保全地域に指定している。そのことを十分考慮していただきたい。</p> <p>(緑豊かな自然課)</p>	<p>自然環境の改変を可能な限り低減するよう検討する。</p>
54	<p>風車は尾根に建てられることが想定されるが、風車の影の影響については、高所に建設されることなどの地形も考慮して予測・評価が行われることが必要と考える。</p> <p>(環境立県推進課)</p>	<p>風車の影の影響について、国土地理院が公開する数値標高データを用い、標高を考慮した予測を行う。</p>
55	<p>事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、風車の設置位置によっては、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、住居への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>(日野町)</p>	<p>ご指摘のとおり住居等からの隔離の確保や住環境を対象とした予測をすること等により、風車の影による影響を低減するよう努める。</p>

【動物・植物・生態系】

番号	意見の内容	事業者の見解
56	<p>河川や湖沼に直接改変がないことをもって、重大な影響がないとされているが、工事中の濁水が流入すれば影響が必ず発生する。濁水は希少な水生生物を含めた生態系に重大な環境影響を及ぼしうるにもかかわらず、そのことを想定していないこの評価内容は問題があるのではないかと懸念される。</p> <p>(特に西部では専門家へのヒアリングで計画地周辺の河川において重要種であるアカヒレタビラの生息情報もある。またホテルの里なども近傍にあり影響を受ける可能性が懸念される) (審査会委員)</p>	<p>工事中の濁水対策については、今後のアセス手続きで具体化させていくが、基本的には濁水による影響を可能な限り低減できるような計画を策定していく方針である。今後の手続きにおいて影響低減をはかることが可能であるため、配慮書においては工事中の影響を選定していない。</p> <p>ご指摘いただいたような重要な種については、今後実施していく現地調査結果なども踏まえ、重大な影響が及ばないように計画を検討し、また、影響予測及び評価を行っていく。</p>
57	<p>前回会議でも指摘したが、事業実施想定区域は、林道も登山道もないから生物の調査がされていないことと思われる(特に西部)。傾斜もきつく、かなり入りにくい地形のように思われるので、調査することさえ、かなり大変なことと思える。杉林とアカマツ林が多く、そこに生息する動物をきちんと把握するのは、かなりコストがかかると考えるが、そのような調査をきっちりやってくれることが、今後の検討の前提になる。(審査会委員)</p>	<p>ご指摘のとおり、登山道等はないため、既存の資料はほとんどなかった。現地調査については的確に実施していきたいと考えている。</p>
58	<p>専門家等へのヒアリング結果で、東部案件では事業実施想定区域はイヌワシ(クマタカ)の生息情報や渡り鳥の越冬地の情報が得られている。また、西部案件では周辺にクマタカの生息情報が得られているほか、オシドリ等渡り鳥の越冬地であることも考慮する必要がある。</p> <p>動植物、特に鳥類の調査においては、調査時期を十分考慮して実施していただきたい。(緑豊かな自然課)</p>	<p>動植物、とくに鳥類の調査については、調査時期を考慮し、的確に調査を行っていく。</p>
59	<p>(東部案件) 吉岡温泉周辺では例年ホテルまつりが開催されている。工事等で生じる濁水による影響が懸念されるため、適切に環境影響評価を実施すること。(審査会委員)</p>	<p>ホテル類の生息状況を確認し、工事等の濁水による影響を極力低減できるよう、適切に環境影響評価を実施していく。</p>
60	<p>(東部案件) 事業実施想定区域はイヌワシの生息区域に比較的近く、現地調査の実施が必要であると専門家に指摘されている。現地調査の際には、季節的な生息範囲の変化を十分考慮した適切な現地調査を実施すること。(東部生活環境事務所)</p>	<p>希少猛禽類の現地調査の際には、適切な調査時期を設定し、季節的な生息範囲の変化を把握できるよう実施していく。</p>
61	<p>(東部案件) 鳥獣保護区が一部事業実施想定区域に含まれるが、現地調査等を実施し、動物への影響を回避していただきたい。鷲峰山鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定していることを考慮していただきたい。(緑豊かな自然課)</p>	<p>方法書において調査範囲に含まれる鳥獣保護区については現地調査を実施し、重要な種の生息状況を把握する。その結果を踏まえ、準備書以降に影響が極力低減できる環境保全措置を検討するなど、的確に環境影響評価を実施していく。</p>

62	<p>(東部案件) 事業実施想定区域の近くには湖山池があり、オオワシなどの野鳥の飛来地となっているため、バードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系破壊にならない配慮が必要である。(鳥取市)</p>	<p>専門家等からも指摘があったとおり、湖山湖からは距離があるためオオワシ等が飛翔してくる可能性は低いと考えるが、現地調査においては、対象事業実施区域及びその周辺のオオワシの飛翔コースについても記録する。また、その結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討し、影響が低減されるよう計画を検討する。</p>
63	<p>(西部案件) 事業実施想定区域周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息情報があるほか、越冬地として多くのオシドリが飛来していることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査および予測を行い、その結果に応じ必要な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避または極力低減すること。(日野町)</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査及び予測を行い、その結果に応じ必要な環境保全措置を講じ、鳥類への影響を回避または極力低減する。</p>
64	<p>事業実施想定区域には、森林法に基づき指定された保安林が多く存在することから、本事業の実施により、植物および生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、既存道路や伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生および保安林に指定された森林等の改変を回避または極力低減するとともに、森林帯を可能な限りまとめた状態で残すこと。(日野町)</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、既存道路や伐採跡地等を極力活用することにより、現地調査により確認された自然度が高いと考えられる植生等の改変を回避または極力低減するとともに、森林帯を可能な限りまとめた状態で残せるよう計画を検討する。</p>
65	<p>事業区域に保安林が内在しているが、保安林内での工作物設置等の転用行為は避けられたい。(森林づくり推進課)</p>	<p>関係者と十分な協議した上で、事業を計画する。</p>
66	<p>保安林指定区域の把握漏れがないよう、指定申請中も含め、再度精査されたい。(森林づくり推進課)</p>	<p>漏れがないよう精査する。</p>
67	<p>手入れの行き届いた人工林、作業道等を事業地選定することは避けられたい。また、林業経営を分断するような工作物の設置等は避けられたい。(森林づくり推進課)</p>	<p>可能な限り既存道路等を活用することを検討している。作業道については、関係機関等との協議を踏まえ、この観点から取り付け道として使用する可能性はあるものと考えている。 ご指摘のとおり、林業経営を分断するようなことがないよう、関係機関と協議しながら、適切な事業計画を検討していきたいと考えている。</p>
68	<p>保安林以外の森林において、発電施設、付帯施設、アクセス道路等の一体の開発に伴う1ヘクタールを超える面積の森林の転用は、県知事の許可が必要なので、ご承知願いたい。(森林づくり推進課)</p>	<p>了解した。</p>
69	<p>事業実施想定区域には、林地開発許可を受けて真砂土採取等の開発事業者が多数ある。近接する保安林以外の森林の開発を計画する場合は、各事業者の開発事業計画との調整を図ること。(森林づくり推進課)</p>	<p>各事業者の開発事業計画との調整を図る。</p>

70	<p>(西部案件) 事業実施想定区域及びその周辺には、農地が多数存在しているため、風力発電施設等の建設において、農地の利用を行う場合等は、検討段階において農業委員会に協議を行うとともに、必要な諸手続を行うこと。</p> <p>(伯耆町)</p>	<p>風力発電施設等の建設において、農地の利用を行う場合等は、検討段階において農業委員会に協議を行うとともに、必要な諸手続を実施する。</p>
71	<p>(西部案件) 南部町はその全域が環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されていることに配慮すること。(西部総合事務所生活環境局)</p>	<p>配慮し、事業計画を策定する。</p>
72	<p>(西部案件) 南部町は、平成 27 年に環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に町全域が指定された。このことは、様々な命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境として位置付けられたものです。南部町は、これまで人々のくらしや営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を、今後も大切な資源として次世代へ引き継ぐべきものとする。</p> <p>このような背景から、風力発電事業については理解できるが、検討されている事業の南部町地内での施設設置については、豊かな自然環境に影響を及ぼすとともに、誇り得る自然の景観を損なうことが考えられる。したがって町内における風力発電施設の設置については反対である。</p> <p>(南部町)</p>	<p>配慮し、事業計画を策定する。</p>
73	<p>(確認事項) (東部案件) P255 のまとまりのある天然記念物(植生)の植物の種類は何か？ (水生植物であれば、やはり濁水の影響を受ける可能性が懸念される) (審査会委員)</p>	<p>松上神社のサカキ群落が該当する。</p>

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

番号	意見の内容	事業者の見解
74	<p>大型の風車が出来ると、住んでいる人たちが大きな圧迫感を受けることになるのではないかと。さらに保安林を避けることを前提とすれば、かなり狭い範囲に 36 基もの風車を立てることとなる。その場合の近隣の人たちの感じ方が心配される。(審査会委員)</p>	<p>地域の方にしっかり説明し、今後の環境影響評価で配慮していく。</p>
75	<p>地域に住む人々の景観に十分な配慮を求める。昼の景観のみでなく、夜の景観への配慮も重要。県が最近進めている星取県の考え方との整合性も考慮する必要があるのではないかと。(審査会委員)</p>	<p>意見を踏まえ、検討する。</p>
76	<p>風車のみでなく、道路の取り付けや幅も相当程度大きな規模になると見込まれる。道路による景観への変化についても十分考慮し、事業計画を検討すること。(審査会委員)</p>	<p>意見を踏まえ、検討する。 保全措置としては緑化等になると思われる。</p>
77	<p>保安林等、避けるべき場所も多く、建てられるところに 36 本を不規則に建てるとなると、景観に大きな影響を与えることが懸念される。特に住民が日頃見るような景観への配慮を十分に行うこと。また、フォトモニター等を行う際は、地域住民の日常の景観も念頭に置いて調査地点を検討すること。(審査会委員)</p>	<p>意見を踏まえ、検討する。 今後の手続きにおいて、住居地域等からの眺望について、予測・評価する。</p>

78	<p>景観予測については、地域の主要な眺望点以外に、実施想定区域周辺の近傍地域で日常的に利用されている場所、民家が集積している地区や歴史的な施設等からの視覚的変化を調査し評価することも重要と考えられるため、主要な眺望景観のほか、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置いて予測及び評価の実施を検討すること。</p> <p>特に西部案件近傍の『とっとり花回廊』は年間を通じて多くの観光客が訪れるフラワーパークで、近傍からの視覚的な方法による眺望予測は必須と考える。（住まいまちづくり課／参照：（東部）P257、（西部）P252）</p>	<p>ご意見を踏まえ、検討する。</p>
79	<p>事業実施に当たり、景観に関する近隣地域において事前説明会を開催する等、住民の理解を得よう心がけること。</p> <p>（鳥取市）</p>	<p>ご意見を踏まえ、丁寧に対応するよう努める。</p>
80	<p>（東部案件）事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な変化が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。</p> <p>（鳥取市）</p>	<p>復元について計画を示す方針で検討する。</p>
81	<p>（東部案件）鷲峰山の山頂は主な眺望点として取り上げられている。眺望景観の改変の予測もされているが、眺望点以外からの眺望も、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク内では非常に重要である。</p> <p>特に鹿野城跡公園及び城下町、湖山池北岸、福井展望所などは、配慮書において眺望点に含まれていないが、ユネスコ世界ジオパークの再審査でエリア拡大が認められた際に、重要なジオサイトとして評価されており、そこからの眺望の変化は、眺望景観に対して重大な影響を与えられ、周辺地域からどのように見えるかを考慮する必要がある。</p> <p>また、鷲峰山の東側の尾根は事業実施想定区域に含まれている。鳥取市内の多くの場所から眺めることができる山であり、風力発電機の設置による眺望の変化は好ましくない。また、事業実施想定区域近傍の安蔵公園は、環境省の星空継続観察で夜空の暗さ日本一になった場所で、風力発電機の設置は大きな影響があると思われる。</p> <p>（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館／参照：（東部）P262）</p>	<p>ご指摘の地点への影響について、今後配慮する。</p> <p>最新の知見を踏まえて、星空観測等に影響が及ばないよう、どのように配慮できるか検討する。</p>
82	<p>（東部案件）鳥取市は市域全体を景観計画地域の対象としており、事業箇所周辺は、山並みや稜線の保全を図る地域として計画し、尾根の近くにおいては稜線を乱さないようできる限り低い位置で高さを抑えて行うよう景観作りの基準を策定している。</p> <p>設計計画時には、鳥取市へ事前協議のうえ、景観法16条に基づく届出の提出すること。</p> <p>（鳥取市）</p>	<p>鳥取市景観計画に整合するよう検討する。</p> <p>また、所定の手続についても適切に対応する。</p>
83	<p>（西部案件）とっとり花回廊からの景観に配慮すること。</p> <p>（西部総合事務所生活環境局）</p>	<p>ご意見を踏まえ、検討します。</p>

84	<u>(西部案件)</u> 南部町に隣接する自治体に設置を検討される場合は、当該施設が南部町から確認出来ないような位置への設置を求める。(南部町)	南部町の意向を踏まえ、回避・低減に配慮していきたい。
85	<u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域は、奥日野県立自然公園に隣接し、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住区域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、主要な眺望点として居住地域を追加したうえでフォトモンタージュ法による予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避または極力低減すること。 (日野町)	ご意見を踏まえ、回避・低減に配慮していく。
86	名所や観光地として知られるスポットでないところでハイキングやトレッキングを楽しむ人も増えている。必ずしもガイドマップなどに載らない隠れた地元の観光スポットなどについても、地元住民からのヒアリング等により可能な限り把握し、地域外の人から見た地域の魅力を損なうことがないようにすること。(審査会委員)	方法書以降の手続きにおいては、地元自治体等の関係機関にヒアリングを実施し、複数地点を選定する予定である。

【その他】

番号	意見の内容	事業者の見解
87	事業実施想定区域内に文化財保護法第9条第1項及び第9条第3項に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在するほか、埋蔵文化財包蔵地の有無が確認できていない地域があるため、それぞれの取扱いについて鳥取市教育委員会文化財課と協議及び調整を行ってください。 (鳥取県教育委員会事務局文化財課/参照：(東部) P187～190、(西部) P182～185)	教育委員会文化財課と十分な協議及び調整を実施する。
88	<u>(西部案件)</u> 事業実施想定区域内及びその周辺には多数の文化財が存在しているほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事業箇所の検討段階において、あらかじめ関係機関(教育委員会)と協議を行っていただきたい。 (伯耆町)	事業箇所の検討段階において、あらかじめ関係機関(教育委員会)と協議を実施する。
89	<u>(東部案件)</u> 事業実施想定区域の一部は、鳥取市都市計画区域(市街化調整区域)、気高都市計画区域、鹿野都市計画区域、八頭中央都市計画区域内に該当するので承知すること。 (鳥取市)	承知した。
90	事業実施想定区域の一部は電波法の告示に係る伝搬防止区域内に該当するので承知すること。 (鳥取市)	承知した

91	(西部案件) 事業想定区域内にある無線局への影響が懸念されるので、関係機関と適切に協議・調整するなど配慮すること。(西部総合事務所生活環境局)	関係機関と適切に協議・調整し、配慮する。
92	地元地域にとって騒音や景観へのマイナスがあるなか、メリットが無いのは気になる。(事業者は利益を獲得するが、地元にはマイナス影響があるだけでは地元は納得しないだろう。)(審査会委員)	地元と密接なコミュニケーションをとり、地元貢献策・メリットを検討する。
93	(西部案件) 南部町地域における風力発電施設の設置については反対する。(南部町)	配慮して計画を検討する。

【図書への指摘】

番号	意見の内容	事業者の見解
94	(東部案件) 配慮書 P3. 2-59 (184) のとおり、「事業実施想定区域」に鳥獣保護区が含まれているにもかかわらず、第3. 2-42表の「事業実施想定区域」は“×(指定無し)”となっており、整合性がとれていないため図書を修正すること。(東部生活環境事務所)	<p>※審査会中において、図書への指摘については各項目について、よく確認するよう事務局から指摘したのみ。</p> <p>なお、事業者から会議後に、指摘内容を確認の上、方法書において適切に修正する旨聞取り。</p>
95	(東部案件) P151第3. 2-16表産業廃棄物処理施設数のデータが平成24年度とかなり以前の数値となっているが、廃棄物処理施設数については、平成24年度以降のデータがあるものと思われる。新しいデータにしてはどうか(東部生活環境事務所)	
96	東部 P3. 2-72 (197) 第3. 2-42表、西部 P3. 2-71 (191) 第3. 2-47表に鳥取県公害防止条例が含まれていないので追加すること。東部 P3. 2-31 (156)、西部 P3. 2-42 (162) のとおり、鳥取県公害防止条例の規定に基づく深夜騒音基準は、事業実施想定区域及びその周辺は適用範囲に含まれると思われるため、関係市町に確認されたい。(水・大気環境課)	
97	東部 P3. 2-72(197) 第3. 2-42表、西部 P3. 2-71 (191) 第3. 2-47表 大気汚染防止法など工事期間中のみ法令がかかるものがあるが、関係法令等による規制状況は工事の実施期間中にかかる法令は考慮していないようである。方法書以降で改めて精査し、再度チェックすること。(水・大気環境課)	
98	誤記載等が散見されるので、よく確認すること(以下を参照)(水・大気環境課) ○東部 P3. 1-13 (29) 第3. 1-11表中の用途地域は設定されているのではないか。(鳥取市地図サービス参照)。 ○東部 P3. 1-22 (48) 第3. 1-24表 漢字の間違い(宮永→宮長) ○東部 P3. 2-29 (154) (1) ②a 「騒音規制法」ではなく、騒音に係る「環境基準」ではないか。 (2) a 事業実施想定区域周辺には、類型が当てはめられた地域が存在する。とあるが、3. 2-72 (197) 第3. 2-42表では該当箇所が「×(指定無し)」になっており、矛盾していないか。 ○東部 P3. 2-72 (197) 第3. 2-42表	

(1) 表中、公害防止－環境基本法－公害防止計画の項が鳥取市及び想定区域内で「○（指定あり）」となっているが、この「公害防止計画」とは何を指すのか。環境基本法第17条に掲げるものであれば、県は承知していない。

(2) そもそも表中の「事業実施想定区域及びその周囲」の範囲が不明確である。そのため騒音・振動の規制地域をどこまでを「事業実施想定区域及びその周囲」内にあるとしているのかわからない。これをはっきりしないと、4.3-5で類型当てはめ地域の検証を行っているが、第3.2-42表段階で「×（指定無し）」ならば、意味がないのではないか。

○東部 P3.2-44 (169) ②騒音、

②騒音 5行目 「鳥取県では～」とあるが、騒音の規制地域は、鳥取市が指定している。

東部 P3.2-46 (171) ③振動も同様である。

○東部 P3.2-50(175)、(176)

⑤悪臭 2行目について、「(政令市長)」とあるが、特例市以上の市長であり、鳥取市が地域指定等をしている。

また、下から3行目にある「特定悪臭物質」は「特定悪臭物質濃度」である。

○東部 P3.2-51 (176) 第3.2-34表(1)の二硫化メチルの数値は、0.09ではなく0.009である。

また、第3.2-34表(2)は鳥取市の臭気指数を指していると思われる。事業実施想定区域周辺は吉岡温泉町の周辺区域と思うが、鳥取市はこの地域に指数を導入していないのではないか。法令や市のHP等をしっかり確認すること。